



宮城県職員（児童自立支援専門員）募集要項

令和5年7月24日

宮 城 県

令和5年度宮城県職員（児童自立支援専門員）採用選考考査を、次のとおり行います。

1 職種・採用予定人員・職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
児童自立支援専門員	2人程度	宮城県さわらび学園（児童自立支援施設）等に勤務し、児童の自立支援に関する業務に従事します。

2 応募資格

平成6年4月2日以降に生まれた人で、児童自立支援専門員の資格を有する人又は令和6年3月31日までに児童自立支援専門員の資格を取得する見込みの人。ただし、次のいずれかに該当する人は、上記の要件を満たしても応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ⑤ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人を除く。）

3 考査の実施時期・考査種目・考査会場

	考査の実施時期	考査種目	考 査 会 場
第 一 次 考 査	令和5年9月24日（日） 受付開始 9:00 着席時刻 9:40 終了予定 15:05	教養考査 （択一式）	下記の4か所の考査会場のうち、いずれかを受考票で指定します。 ・宮城県宮城第一高等学校 （仙台市青葉区八幡一丁目6-2） ・宮城県宮城広瀬高等学校 （仙台市青葉区落合四丁目4-1） ・宮城県仙台三桜高等学校 （仙台市太白区門前町9-2） ・宮城県行政庁舎 （仙台市青葉区本町三丁目8-1）
		論文考査	
第 二 次 考 査	令和5年10月18日（水）から 10月24日（火）のうち指定する日	適性検査 人物考査	・仙台市内

（注） 第2次考査の詳細については、第1次考査合格者に書面でお知らせします。

（注） 論文考査については、第2次考査として評価します。

災害や新型コロナウイルス感染症等への対応について

やむを得ない事情により考査日時、考査会場及び合格発表を変更する場合などの緊急のお知らせ、新型コロナウイルス感染症に関する注意事項などについては、宮城県職員採用試験情報トップページでお知らせします。

宮城県採用試験情報トップページ



4 考 査 内 容

考 査 種 目		内 容
第 一 次 考 査	教養考査 (択一式)	公務員として必要な短期大学（高等専門学校）卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記考査 (題数 50 題 時間 150 分)
	論文考査	公務員として必要な文章による表現力、判断力、思考力等についての筆記考査（時間 80 分） ※ 第 2 次考査として評価します。
第 二 次 考 査	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査
	人物考査	公務員としての適格性についての人物面からの考査（個別面接）
資 格 調 査		応募資格の有無、受考申込書に記入された内容の真否等についての調査

※ 筆記考査の出題は、日本語の活字印刷文により行い、解答も日本語でさせていただきます。

5 考査の配点及び合格者の決定方法

(1) 配点

職 種	第 1 次 考 査		第 2 次 考 査			総 合 得 点
	教養考査	計	論文考査	人物考査	計	
児童自立支援専門員	100	100	100	200	300	400

※ 第 2 次考査の適性検査については、適否のみ判定し、得点化しません。

(2) 最終合格者は第 1 次考査、第 2 次考査の結果を総合して決定します。

(3) 各考査種目の得点は、原則として標準点化します。標準点とは、平均点及び標準偏差等を用いて算出するもので、受考者の点数は、おおむね 0 点から 100 点（人物考査については 200 点）に分布し、平均点は 50 点（人物考査については 100 点）となります。ただし、考査種目ごとの受考者数によっては、標準点化しない場合もあります。

(4) 各考査種目において、それぞれの合格基準に満たない種目がある場合は、他の成績にかかわらず不合格になります。

6 教養考査の出題分野

社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈

7 受 考 上 の 配 慮

障害により、車椅子等を使用するなど、受考上の配慮を希望する人は、受考申込時に宮城県総務部人事課人事企画・研修班（電話(022)211-2227）に連絡してください。

8 論文考査の課題例

児童自立支援施設に入所した児童たちの自立を支援するためにはどのような取り組みが重要か、入所する児童に見られる特徴を踏まえてあなたの考えを述べるとともに、県の児童自立支援専門員になるに当たっての抱負を述べなさい。

9 申込受付期間・受考手続等

<<原則としてインターネット（電子申請）により申し込んでください。>>

(1) インターネットで申し込む場合

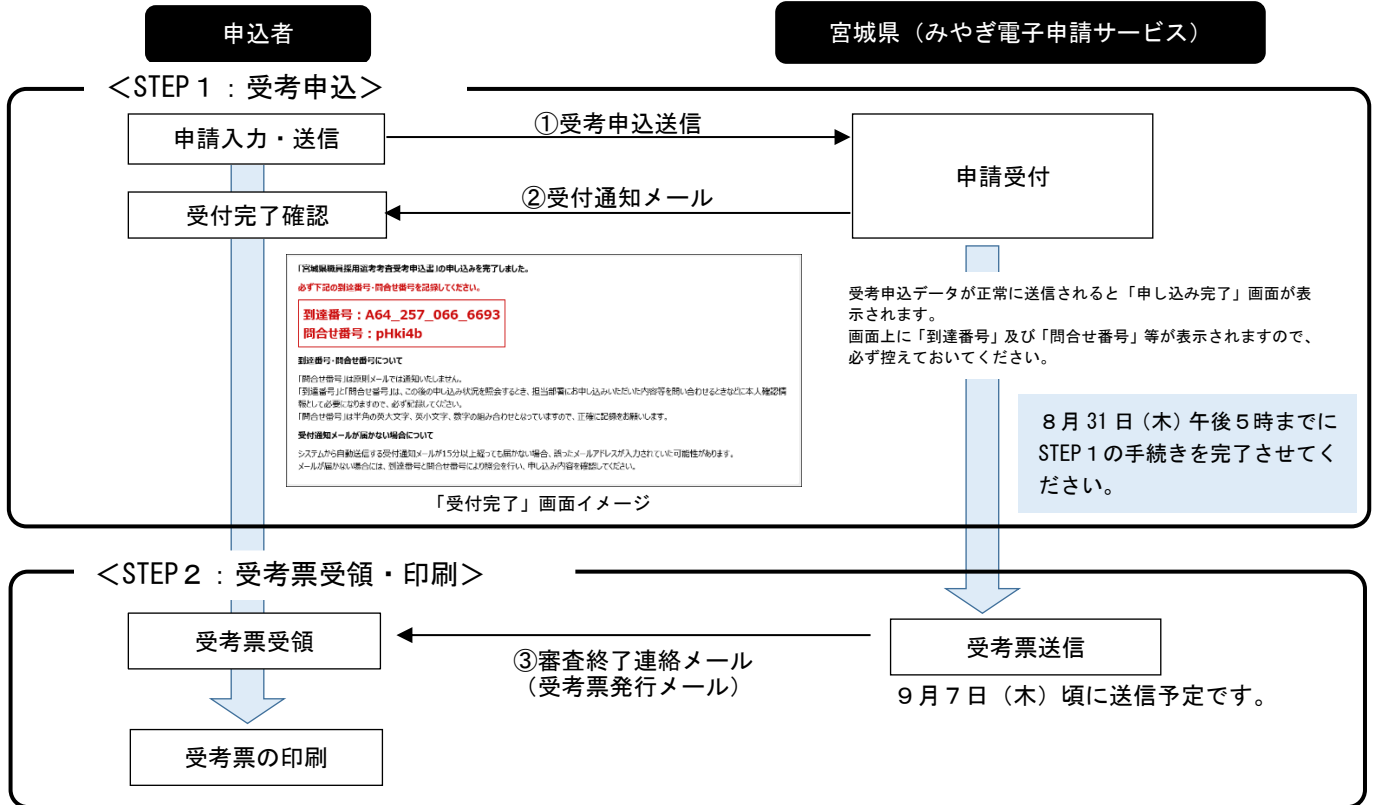
申 込 受 付 期 間	令和 5 年 8 月 4 日（金）午前 9 時から 8 月 31 日（木）午後 5 時まで ※受考申込期間最終日は、みやぎ電子申請サービスへのアクセスが集中し、手続きに時間がかかる場合があります。また、通信回線上の障害が原因であっても、申込受付期間を過ぎると受付できませんので、余裕をもって早めに申込手続を行ってください。
申 込 方 法 及 び 申 込 先	次ページ「電子申請フロー図」及び宮城県総務部人事課ホームページの「インターネットによる受考申込」などをよく確認の上、みやぎ電子申請サービス (https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1686786900866) へアクセスし、申し込んでください。
受 考 票 の 交 付	令和 5 年 9 月 7 日（木）頃に発行します。 「受考票」を電子メールで送付しますので、第 1 次考査当日に持参してください。

電子申請フロー図

宮城県総務部人事課ホームページの「インターネットによる受考申込」を必ず確認してください。

■インターネットによる申込みには、次のものがが必要です。

- ・パソコン又はタブレット端末若しくはスマートフォン（一部非対応機種あり）（携帯電話は不可）
- ・本人のメールアドレス
- ・A4サイズが出力できるプリンタ（コンビニのプリントサービスの利用も可）



(2) 郵送又は持参で申し込む場合（インターネットによる申込みができない人）

申込受付期間	令和5年8月4日(金)から8月31日(木)まで (持参する場合の受付時間は午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)とします。郵送で申し込む場合は令和5年8月31日までの消印のあるもので、令和5年9月20日(水)までに宮城県総務部人事課に届いたものだけに限り受け付けます。)
申込方法及び申込先	次の書類を「宮城県総務部人事課」(〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1)に提出してください。 郵送で申し込む場合は、封筒の表に「 <u>受考申込(児童自立支援専門員)</u> 」と朱書して、「 <u>簡易書留郵便</u> 」等の確実な方法により郵送してください。 なお、受考申込書は、郵便法(昭和22年法律第165号)上の信書に該当するため、 <u>郵送以外の方法で送ることはできません。</u> ① 宮城県職員採用選考受考申込書(所定の様式を使用し、 <u>写真を貼付したもの。</u>)……1部 ② 宮城県職員(児童自立支援専門員)募集要項受考票にある「 <u>受考用はがき宛名</u> 」及び「 <u>受考票</u> 」を点線に沿って切り抜き、 <u>63円切手</u> を貼付した郵便はがきの表裏にそれぞれのり付けしたもの。……………1部 ※ 受考申込書及び受考票は宮城県総務部人事課のホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zinzi/)からダウンロードすることもできます。 ③ <u>児童自立支援専門員の資格を有すること</u> (又は令和6年3月31日までに資格を取得する見込みであること)を証明する書類(卒業(見込)証明書、免許の写し、実務経験を証明する書類等)…1部
受考票の交付	受考票は申込受付期間終了後に郵送しますが、令和5年9月14日(木)までに届かない場合は、宮城県総務部人事課人事企画・研修班(電話(022)211-2227)まで連絡してください。

10 合格発表・採用時期等

- (1) 第1次考査の合格発表は令和5年10月5日(木)(予定)に、第2次考査の合格発表は令和5年11月中旬に、合格者の受考番号を宮城県行政庁舎1階に掲示します。また、宮城県職員採用試験情報トップページに掲載するほか、合格者に書面でお知らせします。
- (2) 最終合格者については、面接を経て、原則として令和6年4月1日以降に採用する予定です。ただし、児童自立支援専門員の資格を取得する見込みの人は、採用の時点までに児童自立支援専門員の資格を取得する必要があります。
- (3) 詳細については、宮城県総務部人事課人事企画・研修班(電話(022)211-2227)にお問い合わせください。

11 考査結果の提供

- (1) この考査の結果については、開示請求によらずに即日提供を受けることができます(下表参照)。提供を希望する場合は、受考者本人が、受考票及び本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等)を持参の上、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)に、下表の提供場所に直接おいでください。
なお、電話により考査結果の提供を受けることはできません。

提供を受けることができる人	提供内容	受付期間	提供場所
第1次考査不合格者	考査種目別の得点、総合得点及び総合順位	第1次考査合格発表日から1か月間	宮城県人事委員会事務局 (仙台市青葉区本町三丁目8-1 (県庁17階))
第1次考査合格者		最終合格発表日から1か月間	

- (注) 第1次考査合格者のうち第2次考査を受考しなかった人には、総合得点及び総合順位は付されません。
- (2) 考査結果の提供についての詳細は、宮城県人事委員会事務局(電話(022)211-3761)にお問い合わせください。

12 採用時の給与

- (1) 宮城県さわらび学園に配属された場合の初任給は、給料の調整額、地域手当を含め、おおむね次のとおりです。(令和5年4月現在)

職種	学歴	初任給
児童自立支援専門員	大学4年卒業児童自立支援専門員養成所1年卒	229,482円

- (2) 民間等における職歴がある場合は、一定の基準により職歴期間を加算の上、初任給が決定されます。
- (3) (1)のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当(年間約4.4か月分)等がそれぞれの要件により支給されます。

13 その他

この考査についての詳細は、宮城県総務部人事課人事企画・研修班(電話(022)211-2227)にお問い合わせください。
また、応募資格に関して不明な点があれば、宮城県総務部人事課人事企画・研修班(電話(022)211-2227)又は宮城県保健福祉部保健福祉総務課管理班(電話(022)211-2514)にお問い合わせください。

注意事項

各考査会場に駐車場はありませんので、自家用車での来場はご遠慮ください。特に、近隣商業施設等への無断駐車(送迎の待機等)は、絶対に行わないでください。

また、送迎であっても、近隣に長時間停車されますと周辺住民のご迷惑となりますので、乗降後は速やかに移動願います。